

副本

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 秋山博 外18名

被 告 群馬県知事 外1名

## 証拠申出に対する意見書

平成20年9月3日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義聖 

被告群馬県知事指定代理人

戸神 博樹 

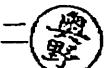
同

村上 行正 

同

本木 秀典 

同

奥野 幸二 

同

萩原 美紀 

同

宮田 嗣実 

同

中山 勝 

同

浅田 正人 

同

若田部 純一 

同

後藤

後藤

同

桐生利一

同

田部井 宏明

被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉 豊人

同

葉喜 孝

同

内田 徹

同

内山倫秀

原告らは平成20年6月18日付け上申書、同月27日付け証拠申出書及び同年8月27日付け上申書において、村上行正の証人尋問の申出をしているので、以下のとおり意見を上申する。

## 第1 意見の趣旨

申出に係る村上行正については、証人として採用されるべきではない。

## 第2 意見の理由

1 原告らは、利水関係の証人として村上行正の尋問を求めている。

しかし、被告らの平成20年5月30日付け証拠申出に対する意見書5・6頁（「4 新井敏について」）及び被告らの平成20年6月26日付け証拠申出に対する意見書（再追加）に述べたと同じ理由により、村上行正の尋問の実施は不要である。

2 そもそも、申出のあった村上行正の属する群馬県企画部土地・水対策室では、水道事業者等がハッ場ダムに参画するに当たっての個別具体的な水需給計画を所掌していないことは、これまで被告らの準備書面で述べたとおりであり、このような者を尋問してみても、ハッ場ダム参画の適否とは何の関係もなく、無意味な尋問である。

3 村上行正については、被告らを弾劾する目的のための被告側証人ということなのであろうが、準備書面等において再三説明しているように、そもそも本件は利水関係を含め主張自体失当のものとして棄却（一部却下）されるべきものであり、そのため、利水関係の証人としては、原告ら申請の嶋津輝之の尋問で十二分に足りるはずであり、ことさら被告側職員を尋問する必要性はない。

4 確かに、他地裁で被告側都県の利水担当職員に対し証人尋問が行われているが、原告らの準備書面や意見書で主張している内容を繰り返し質問しているだけであり、証人尋問の結果も被告側都県の準備書面の内容を繰り返しているだけであつて、時間の無駄遣いだけの無意味なものでしかなく、書面の交換で十分事足りるものであった。

被告群馬県の立場は従前から被告らの準備書面で明らかにしており、また、原告側証人嶋津輝之の意見書や証言に対しては今後意見書を提出する予定にしていることから、本件において被告側職員の尋問は不要であるのみならず不適切と考える。

以上